

◆風になって忍者の里を駆け抜けよう

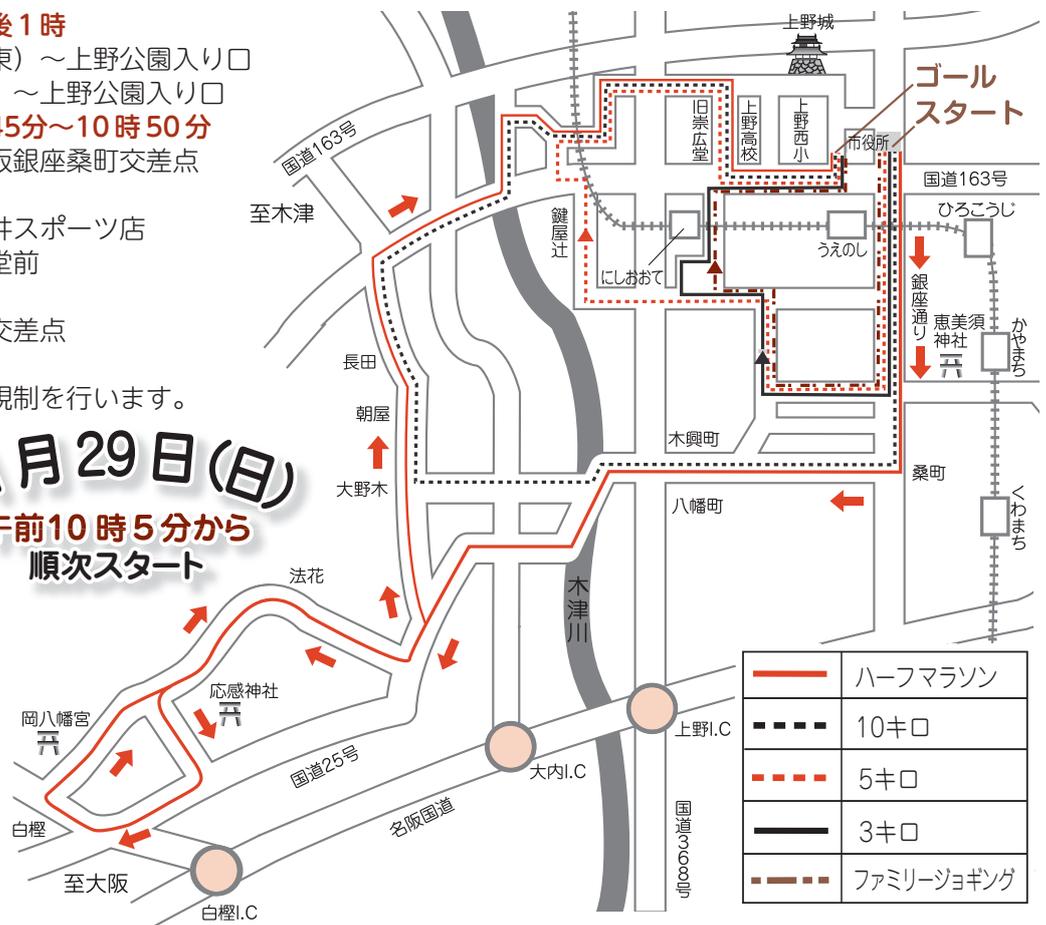
# 伊賀上野シティマラソン 交通規制のお知らせ

【問い合わせ】 伊賀上野シティマラソン実行委員会事務局 (スポーツ振興課内) ☎22-9635 FAX22-9666

- 通行止め** **午前7時～午後1時**  
市役所西 (上野西小学校東)～上野公園入り口  
上野高等学校東 (白鳳門)～上野公園入り口
- 一部通行止め** **午前9時45分～10時50分**  
中消防署～銀座通り～名阪銀座桑町交差点  
**午前10時～11時15分**  
勸進辻 (久米町)～タル井スポーツ店  
～中之立町通り～旧崇広堂前
- 一方通行**  
旧崇広堂交差点→市役所交差点
- 一部交通規制**  
選手の走行に伴い、通行規制を行います。

**11月29日(日)**  
**午前10時5分から**  
**順次スタート**

ランナーの通過に伴って交通規制を行いますので、車で通行する人は、警備員や案内看板に従って、う回をお願いします。また、コース周辺には駐車しないようご協力をお願いします。  
※コース沿道にお住まいの人は、選手に温かい声援をお願いします。



ハーフ			5km		
距離	通過予定場所	通過予定時間	距離	通過予定場所	通過予定時間
スタート	伊賀市役所前	10時11分	スタート	伊賀市役所前	10時05分
1km	中嶋薬局名阪店前(上野桑町)	10時13分～10時16分	1km	第三銀行付近	10時08分～10時11分
2km	八幡町交差点(ローソン横)	10時16分～10時22分	2km	山口デンキ付近	10時11分～10時18分
3km	大野木橋付近	10時19分～10時28分	3km	株サッポロ巻本舗工場付近	10時14分～10時25分
4km	大野木清水バス停500m先付近	10時23分～10時34分	4km	ひかり保育園付近	10時17分～10時32分
10km	三星産業貿易工場付近	10時41分～11時10分	ゴール	上野西小学校	10時20分～10時39分
17km	長田小学校付近	11時02分～11時59分	<b>3km</b>		
ゴール	上野西小学校	11時14分～12時30分	距離	通過予定場所	通過予定時間
<b>10km</b>			スタート	伊賀市役所前	10時16分
距離	通過予定場所	通過予定時間	1km	第三銀行付近	10時21分～10時27分
スタート	伊賀市役所前	10時25分	2km	山口デンキ付近	10時24分～10時38分
1km	中嶋薬局名阪店前(上野桑町)	10時29分～10時32分	ゴール	上野西小学校	10時27分～10時43分
2km	八幡町交差点(ローソン横)	10時32分～10時38分	<b>ファミリージョギング</b>		
3km	大野木橋付近	10時35分～10時44分	距離	通過予定場所	通過予定時間
4km	大野木農道・伊賀コリドールロード交差点付近	10時39分～10時50分	スタート	伊賀市役所前	10時30分
7km	長田橋西詰付近	10時48分～11時08分	1km	第三銀行付近	10時35分～10時40分
ゴール	上野西小学校	10時58分～11時26分	2km	山口デンキ付近	10時40分～10時51分
			ゴール	上野西小学校	10時45分～11時02分

＜上野コミュニティバス「しらさぎ」を運休します＞

各停留所の時刻表(休日用)の発車時刻が午前9時30分から11時30分までの間の全便を運休します。



◆ 魅力や取り組みを発信するシンポジウムを開催します

## 名阪国道開通 50 周年

【問い合わせ】 公共基盤推進課

☎ 43-2326 FAX 43-2324

### 『千日道路』と呼ばれた名阪国道

名阪国道は、昭和 40 年 12 月に片側一車線の道路として完成し、12 月 16 日で開通 50 年を迎えます。

名古屋と大阪を結ぶ道路として昭和 38 年 4 月に着手後、亀山と天理間 (73.2km) の名阪国道を約 1,000 日間で完成し、今日に至るまで沿線地域の発展に大きく貢献しました。



◀ 開通当時の友生インター付近



◀ 現在の友生インター付近

### ◆ 名阪国道開通 50 周年記念シンポジウム

～地域に発現しているストック効果！

持続的なメンテナンスを～

開通 50 周年を迎えるにあたり、名阪国道沿線地域の魅力や道路を「守る」取り組みを発信するためシンポジウムを開催します。

どなたでも参加いただけます。

【と き】 11 月 28 日(土) 午前 10 時 30 分～

【ところ】 ふるさと会館いが 大ホール

◆ 所有する不動産の移転登記が可能に

## 認可地縁団体の不動産登記の特例

【問い合わせ】 地域づくり推進課

☎ 22-9639 FAX 22-9694

地方自治法の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から認可地縁団体\*が所有する不動産についての特例制度が設けられました。これにより、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が不明な場合、一定の手続きを行うことで認可地縁団体へ所有権移転の登記ができるようになりました。

市に所有不動産の登記移転などの公告申請を行い、一定期間の公告後、その公告に対する異議申し出がなかったことを市が証明した場合には、所有権の保存ま

たは移転の登記を行うことができます。

詳しくは、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

### \* 認可地縁団体

不動産登記の登記名義人となることができるよう、市町村長の認可を受けて法人格を取得した自治会・区などの地縁による団体のこと。

### 【問い合わせ】

地域づくり推進課、各支所振興課

### ◆ 特例制度の流れ

